

住宅改造助成事業（特別型）利用に関する補足説明

（１）対象者の要件

- ① 過去に姫路市（合併前の旧４町を含む）から、住宅改造に関する助成金を受けていない世帯
- ② 申請者が介護保険制度の住宅改修に関する給付制度を一度も利用していないこと（介護保険制度の住宅改修の給付残高が２０万円であること）

ただし、要介護度等状態区分の段階が、初めて住宅改修費を支給された住宅改修の着工日にくらべ、３段階以上重くなった場合は、再度申請できます。

例） 要支援２から要介護４は、３段階重くなった

また、当事業の助成金を受けた工事の完了が確認された後に新たに要介護認定を受けた者がある場合は、新たな対象者について再度申請できます。

要介護度等状態区分
要介護５
要介護４
要介護３
要介護２
要支援２または要介護１
要支援１

- ③ 同一生計の中で、最も高所得である人の前年所得額が、６００万円以下であること
世帯分離に関係なく、実質的に同居している人を同一生計とみなします。

また、別居であっても、所得税又は住民税の申告において助成対象者等を扶養控除対象としている納税者は、同一生計とみなします。

（２）助成対象となる工事の要件

対象者の日常生活を維持するために必要と認められる最小限の改造工事であるか、以下の観点で判断します。

- ① 身体機能の低下を補い、高齢者の在宅生活に必要と認められる工事であること
- ② 既存住宅に器具を取り付ける・撤去することを基本とする改造工事であること
新築・建て替え・間取りの大幅な変更を伴う改築工事は補助対象外
- ③ 使用する材料器具は、標準品のみ
- ④ 「生活の工夫」では問題の解決を図ることが難しいこと
- ⑤ 問題解決のために考えられる方法のうち、最も安価なもの
- ⑥ 工事費総額 税込３００万円未満

※一般のリフォーム工事が含まれる場合も対象にできますが、大規模工事の場合は介護に関する工事が主目的と考えにくいことから、工事費総額の上限を定めています。

（３）助成の対象・対象外の判断基準

- ① 工事の目的
- ② 家屋の現況
- ③ 同居者の現況
- ④ 費用対効果

２つ以上の選択肢がある場合は、より安価な工事を助成対象とします。

改造してから、実際に利用する可能性が曖昧なものは助成対象外です。

- ⑤ 自立を支援する効果

現在の身体状況を基準に、①残存機能の活用 ②進行性疾患の有無などを個別に考慮して、自立支援に必要な工事であるかを判断します。

例) 段差を超えることができる状態での全面的な床段差解消

→ 助成対象外とする場合があります（手すり取り付け工事や杖の使用により対応）

（４）助成対象工事の具体的な例

介護保険制度では給付対象外でも、市の助成制度で助成対象になる工事には、次のようなものがあります。

- ① レバー式水栓への取り換え

→ 既存の蛇口では利用が困難であると認められる場合

- ② シャワーセットの設置（現在、浴室にシャワー設備が無い場合）

→ 浴槽へ入ることが困難であると認められる場合

- ③ 浴室・便所の拡幅

→ 車イス使用により、既存の浴室・便所を拡幅する必要があると認められる場合

- ④ 階段昇降機の設置

→ １階に居住スペースがなく２階を利用する必要があるが、階段の昇降が困難で、大規模な改造が必要でない場合

※段差昇降機は、介護保険の福祉用具貸与の対象になるため、住宅改造費助成の対象外です。

助成を希望される場合、理由書には出来るだけ具体的な状況や方針を記載してください。

不明な場合は事前にご相談ください。